慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	<The City of Glasgow Bankの終焉>再論 : 英国近代会計史
Sub Title	The Fall of the City of Glasgow Bank (2) : A History of Modern Accounting in the U. K.
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	
Publication year	1992
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.35, No.3 (1992. 8) ,p.18- 40
JaLC DOI	
Abstract	1878年,The City of Glasgow Bankは支払いを停止した。爾後わずか数年間にScotlandの銀行界において外部監査,会計士監査,および有限責任制度の採用をみる。The City of Glasgow Bankの破産をうけ成立したThe Companies Act 1879は,有限責任制度の採用を容易化,さらに強制監査の規定をもうけた。The City of Glasgow Bankの破産は株主に破滅をもたらした。これは同行が無限責任銀行であったことによる。The City of Glasgow Bankの破産は計算書類の粉飾をともなっていた。これは同行において外部監査,会計士監査がおこなわれていなかったことによる。同行の破産はScotlandの銀行界にくさぐさの改革をもたらす。さりながら,The City of Glasgow Bankの破産,-The Companies Act 1879,-諸改革,という図式は皮相的にすぎる,と本稿はいう。本稿は,いわばScotland銀行小史をてがかりとし,またそのかみのいわば無限責任制度観をひとつの軸とし,The City of Glasgow Bankの粉飾,破産のもつ意義を検討する。英国会計史上,強制監査制度の再導入をもって知名のThe Companies Act 1879の意義もまた,Scotland銀行史の観点より再吟味される。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19920825-04056184

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
35巻 3 号
1992年 8 月

＜The City of Glasgow Bankの終焉＞再論[1]

――英国[2]近代会計史――

友岡 賛

＜要 約＞

1878年，The City of Glasgow Bankは支払いを停止した。爾後わずか数年間にScotlandの銀行界において外部監査，会計士監査，および有限責任制度の採用をみる。The City of Glasgow Bankの破産をうけ成立したThe Companies Act 1879は，有限責任制度の採用を容易化，さらに強制監査の規定をもうけた。The City of Glasgow Bankの破産は株主に破滅をもたらした。これは同行が無限責任銀行であったことによる。The City of Glasgow Bankの破産は計算書類の粉飾をともなっていた。これは同行において外部監査，会計士監査がおこなわれていなかったことによる。同行の破産はScotlandの銀行界にくさぐさの改革をもたらす。さりながら，The City of Glasgow Bankの破産，――The Companies Act 1879,――諸改革，という図式は皮相的にすぎる，と本稿はいう。本稿は，いわばScotland銀行小史をてがかりとし，またそのかみのいわば無限責任制度観をひとつの軸とし，The City of Glasgow Bankの粉飾，破産のもつ意義を検討する。英国会計史上，強制監査制度の再導入をもって知名のThe Companies Act 1879の意義もまた，Scotland銀行史の観点より再吟味される。

＜キーワード＞

ウエスタン・バンク・オヴ・スコットランド，英国の会計史，会計史，会計士監査，会社法，外部監査，株主，監査，銀行，シティ・オヴ・グラスゴウ・バンク，スコットランドの銀行，粉飾，無限責任制度，有限責任制度

はじめに

1878年10月 2 日。

＜The City of Glasgow Bank＞，24 Virginia Street, Glasgow。――開店時刻をすぎても同行の

1）すでに友岡［1989 -c］がある。友岡［1989 -d］とあわせ参照のこと。

2）周知のごとく英国という名称は英吉利の略であって，語源よりするにEnglandを意味するが，いうまでもなく本稿は〔慣用にしたがい〕，連合王国，すなわちThe United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland〔この名称じたいも1801年いこうのもの，ではあるが〕を意味するものとして，英国という名称をもちいている。

扉はとざされたままである。

支払い停止。

これは同行の歴史上2度めのことであった。前回はおよそ1か月後に営業を再開した同行であったが，今回の支払い停止はThe City of Glasgow Bankの終焉を意味した。

この国Scotlandにあって最多，133の支店数をほこるThe City of Glasgow Bankはおよそ39年間のみじかい生涯に終止符をうった。

I

The City of Glasgow Bank。1839年設立。Glasgowに本店をかまえる。

この世紀なかごろ，Scotlandの諸銀行のおおくが支店網の拡張に着手した[3]〔Table〕が，とりわけ積極的な拡張策を展開したのが＜The Western Bank of Scotland＞，ついでThe City of Glasgow Bankであった[4]。

1832年設立のThe Western Bank of Scotlandは，1847年，はやくも支店数のtopにおどりで[5]，爾後，なおも支店をふやしつづけた。また，The City of Glasgow Bankの積極性，急成長ぶりにはさらに目をみはるものがあり，1856年には97店舗，2位とtopのThe Werstern Bank of Scotlandに肉薄している。

ただし，これは，この両行が新参の銀行であったことにもよる[6]。ふるくより信用の確立されているThe Bank of Scotland, The Royal Bank of Scotland，あるいはThe British Linen Companyに対抗し，預金量の増加をはかるひとつの手段が支店網の拡張であった。支店の増加は，いうまでもなく預金窓口の増加を意味するとともに，大銀行らしき外観をまとうことにより信用を獲得する手段でもあった。むろんこれはだれもが想起しうる順当な経営戦略のひとつではあるが，ある意味においてきわめて短絡な策でもある。しかも，Tableにみてとりうるごとく，The Western Bank of Scotland, The City of Glasgow Bankの拡張情況は〔無謀ともいいうるほど〕突出している。両行

3）たとえばThe Royal Bank of Scotlandは，1855年，支店網の積極的な拡張方針を打ちだしている〔Kerr [1884] p. 188〕。

4）Kerr [1884] p. 188.

5）*Oliver & Boyd's New Edinburgh Almanac and National Repository*, 1848.

6）とはいえ，この2行のみが新参行であったわけでなく，よって，この点のみを強調すべきではないことはいうまでもない。つまるところは，かれらの経営体質の問題である。後述のごとく，この2行のaggressiveな経営方針は突出していた。

とはいえ，この2行がこうした経営方針をとったのも，かれらが新参者であるがゆえのことであった。これは蓋かである。

Table 諸銀行の支店数の推移*

設立年	銀行名	支店数〔各年末〕																													
		1848	1849	1850	1851	1852	1853	1854	1855	1856	1857	1858	1859	1860	1861	1862	1863	1864	1865	1866	1867	1868	1869	1870	1871	1872	1873	1874	1875	1876	1877	1878
1695	Bk. of Scotland	31	31	31	31	31	31	31	35	35	42	41	42	43	43	43	44	52	60	63	66	75	74	75	74	75	76	86	88	92	94	104
1727	Royal Bk. of Scotland	6	6	6	6	6	6	9	23	35	60	57	63	62	62	63	64	71	74	78	83	84	88	85	89	92	101	105	106	106	108	121
1746	British Linen Co.	43	43	44	44	45	45	44	46	48	49	49	49	49	49	48	48	50	52	52	52	53	54	55	56	60	61	70	72	77	78	86
1763	Dundee Banking Co.	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1766	Perth Banking Co.	3	3	3	4	4	7	7	7	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1810	Commercial Bk. of Scotland	47	53	53	53	53	54	53	58	61	64	64	67	68	65	67	73	73	76	79	81	82	82	85	86	91	94	101	101	104	106	114
1825	National Bk. of Scotland	38	39	40	40	41	41	42	49	49	61	60	58	58	59	60	60	65	72	71	71	71	73	76	80	83	86	91	91	91	93	93
1825	Aberdeen Town and County Bk.	12	13	13	13	13	14	14	19	20	27	28	28	28	28	30	30	30	31	31	32	32	32	33	33	33	40	41	46	51	51	53
1829	Union Bk. of Scotland	31	48	50	36	32	53	56	68	73	96	94	95	99	99	94	94	95	103	98	100	96	106	108	110	112	116	116	117	117	118	126
1832	Western Bk. of Scotland	60	69	72	72	75	76	81	83	98	101§	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1834	Central Bk. of Scotland	5	6	6	6	6	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1836	North of Scotland Banking Co.	33	32	32	30	30	30	28	29	30	32	32	33	33	33	34	34	34	34	34	36	36	37	38	39	39	44	43	51	52	54	59
1838	Caledanian Banking Co.	8	8	8	8	8	8	8	10	10	11	12	11	11	11	11	11	12	16	16	17	17	17	17	18	18	20	21	22	22	22	23§
1838	Clydesdale Banking Co.	12	11	11	11	11	12	11	12	13	24	46	46	46	47	47	51	51	60	67	69	70	71	74	74	75	76	79	80	81	84	88
1838	Eastern Bk. of Scotland	3	3	3	3	3	3	4	4	4	5	5	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1838	Edinburgh and Glasgow Bk.	20	20	19	21	21	21	22	23	23	26§	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1839	City of Glasgow Bk.	13	22	29	29	30	33	43	77	97	92	97	94	93	87	85	93	91	94	97	99	104	111	115	117	118	122	125	125	132	133	133§

* *Oliver & Boyd's New Edinburgh Almanac and National Repository*, 1849-1879より作成。

§ 支払い停止時。

の末路が暗示される。[7]

この世紀の後半をむかえたときScotlandにあった17の銀行のうち7行が，爾後およそ30年間にすがたをけす。

うち4行，The Perth Banking Company, The Eastern Bank of Scotland, The Dundee Banking Company, およびThe Central Bank of Scotlandは，それぞれThe Union Bank of Scotland, The Clydesdale Banking Company, The Royal Bank of Scotland, およびThe Bank of Scotlandに吸収されたことによる。がしかし，のこり3行，The Western Bank of Scotland, ＜The Edinburgh and Glasgow Bank＞，およびThe City of Glasgow Bank，とりわけThe Western Bank of ScotlandとThe City of Glasgow Bankとはより悲劇的な終末をむかえる。

Ⅱ

さいしょに産業革命をなしとげ世界の工場となった英国のさらなる経済発展にかんしては，海外市場なるものの存在をぬきにして，これをかたりえない。世界の工場の中軸たる綿工業，さらに綿工業のあとをおい重要性をました鉄鋼業も，販路のかなりのぶぶんを海外に依存した。のみならずまた，いわゆるservice部門についてもこれの海外依存は顕著であった。重商主義の時代がおわりをつげ自由貿易の趨勢が確立したこのころ，19世紀の中葉となってもこの国の経済の海外依存度は，むしろたかまりさえし，この年，1857年のまえ数年間のこの国の海外取り引き量の急増ぶりには過度ともいいうるものがあった。ただし，これはまた英国にかぎったことでもなかった。世界じゅうの経済が限度をこえたいわば膨張状態にあった。

しかしてこの年に破綻がきた。

1857年恐慌の原因は世界じゅうの商人，なかんずく英国および合衆国の商人によるかれらの能力をこえた取り引きにあった。このなかにあって，おおくの銀行は，かれらの与信の健全さよりみて，責任をとわれることはなかった。がしかし，いくつかの銀行は過ちをおかし，みずからの生命をもって罪をあがなった。[8]

この年のはじめ，合衆国において破産が頻発，爾後も増加しつづけた。これは英国においては合衆国よりの送金の停止を意味した。弱体の会社はただちに破滅，10月27日，The Borough Bank of

---

7）かような表現はある種のいわゆる勝利者史観であって，歴史をacademicにかたるさいには適切ではないともされようが。

8）Kerr［1884］p. 189.

Liverpoolが破産，さらにThe Northumberland and Durham District Bankがあとにつづく。11月5日，公定歩合は9％にまでなり，混乱は混乱をよんだ。これを収拾すべきThe Bank of Englandにとっては，発券を規制するThe Bank Charter Act 1844[9]がいわば足枷となっていた。Scotlandにあっては，11月9日，The Western Bank of Scotlandが支払いを停止，11日にはThe City of Glasgow Bankも支払いの停止においこまれる。取り付けさわぎが発生，恐慌は最高潮にたっする。がしかし，1通の書翰により混乱はいっきょにおさまる。大蔵大臣，同次官よりThe Bank of England総裁，同副総裁にあてた12日づけの書翰であった。事態を憂慮した大蔵省は，The Bank Charter Act 1844による規制の一時停止[10]をきめ，これをThe Bank of Englandに通告[11]，金融市場はまたたくまに安定をみた[12]。

Ⅲ

The Western Bank of Scotlandは，資本金 £1,500,000，これは〔The Royal Bank of Scotlandをのぞく〕Scotlandの他行の1.5倍の額であり，また破産時に101とScotland最多の支店をゆうしていた。同行は，1834年に資金繰りが悪化，さらに1837年，1847年といくどとなく困難におちいっていた。さりながら，The Western Bank of Scotlandの経営陣の辞書には，経験よりまなぶ，という言葉がなかった。困難におちいるたびごとに爾後の経営方針の改善を約束しつつ他行の援助をあおぎながら，直接的な危機がすぎるやいなやもとの浅慮な投機が再開された。安定性をかく合衆国の農産物市場をはじめとする海外市場へ巨額の資金がつぎこまれた。New Yorkに設立した割り引き代理店は£185,250の損害をもたらす。1857年9月に頂点にたっした合衆国における恐慌は同行の息のねをとめる。10月15日，支配人J. Taylorが辞職。11月9日午後2時，同行は本店の扉をとじ，支店にはよく朝開店しないむねの指示がだされる。再建は断念され，The Western Bank of Scotlandは自発的な清算にはいった[13]。

---

9) 7 & 8 Vict. c. 32.

10) これは枢密院令〔緊急勅令〕によるものであったが，The Bank Charter Act 1844にたいするかような〔恐慌沈静化のための〕措置は1847年，この1857年，さらに1866年にもとられている。

11) 政府は，おもに合衆国における取り引きに関聯するEnglandおよびScotlandのいくつかの大商事会社およびjoint stock banksのさいきんの破産によりもたらされた深刻な事態に重大な関心をはらっている，という書きだしのこの書翰はただちに14日づけの*The Economist*に掲載された〔*The Economist*, Vol. 15, No. 742, 14 Nov. 1857, p. 1259〕。

12) A. W. Kerrいわく。12日，情況は絶望視された。とつぜん光がさしこんだ。政府が脱法行為を是認せんとしているとの噂がながれた。13日，あたかも魔法の杖の力によるごとく恐慌はきえさった〔Kerr [1884] p. 190〕。

13) このあたりの記述は，おもにいかによる。
Somers [1873] pp. 118-148.
Kerr [1884] pp. 187-194.
Checkland [1975] pp. 466-469.

The Western Bank of Scotlandの支払い停止はGlasgow[14]に恐慌状態をもたらし，この渦中にあってThe Edinburgh and Glasgow Bankもまたみじかい生涯におわりをつげる。ただし，同行のばあいは，The Clydesdale Banking Companyの肩がわりにより，おおきな混乱をまねくことはなかった[15]。

Scotland人の銀行観。

もしもThe Western Bank of Scotlandに経営体質上の缺陥がなかったならば，Scotlandにおける恐慌は比較的に軽微なものであったろうともいわれる。むろん，Glasgow，さらにEdinburghにおける混乱は，これの直接の原因をThe Western Bank of Scotlandの支払い停止にもとめうる。がしかし，この国Scotlandにおける恐慌に独特のはげしさをあたえたのは，支払い停止なるものの意外性であった。この意外性は，Scotlandのひとびとの銀行いっぱんにたいする〔経験的な〕信頼のたかさによる。銀行経営の失敗による大損害をこうむったことが〔ほとんど〕ない[16]という歴史が，かれらのこの信頼感をそだててきていた[17]。信頼は意外性へとつながり，意外性は混乱のおおきさへとつながる。ただし，この混乱は，すくなくも債権者は被害をうけないであろう，ということがしられるにつれ，おさまりをみる[18]。

ここに無限責任制度があった。

N

11月11日，£5,107,142の負債とともに支払いを停止したThe City of Glasgow Bankは12月14日に営業を再開した。爾後，同行はさらなる拡張政策を展開し，やく10年後の1868年にはScotland最

---

14) The Western Bank of Scotlandの本店所在地。

15) The Edinburgh and Glasgow Bankは，1847年の恐慌時に財政困難におちいりThe Bank of Englandに援助をもとめており，すでにこのときより同行の危機ははじまっていた。爾後も，とりわけThe Royal Bank of Australiaにたいする債権をつうじ，おおきな損害をこうむり，1857年，終焉をむかえることとなる。同行はよく1858年6月5日，The Clydesdale Banking Companyに吸収され，これによりThe Clydesdale Banking Companyは19の新支店を獲得，また発券を£136,657増額した〔Checkland [1975] p. 466〕。

16) Scotland金融史上，銀行の大惨事といいうるものはわずか3回〔The Ayr Bank, The Western Bank of Scotland，およびThe City of Glasgow Bank〕，他国と比較したばあい，これはかなりの記録である，とR. N. Forbesはいう〔Forbes [1979] p. 42〕。
ちなみに，The Ayr Bankの名をもってしられるDouglas, Heron and Co.〔1769年設立〕の支払い停止は3四半世紀いじょうもまえ，1772年のことであった〔詳細は，たとえばKerr [1884] pp. 77-89ないしCheckland [1975] pp. 124-131などをみよ〕。

17) しかしてまた，The Western Bank of Scotland，あるいはThe City of Glasgow Bankの急成長も，かかるScotland人の銀行観に負うところがすくなくない。すなわち，この国の金融界にあっては新参の両行における伝統の闕如が，銀行いっぱんにたいする公衆の信頼により補完されていたのである。

18) このあたりの叙述は，しゅとしてKerr [1884] pp. 190-191による。

多の支店をようするまでになる。がしかし，われわれは，かかる拡張政策のなかにこそ，のちの大惨事の前兆をみいだしうるのである。

——1857年の支払い停止は，畢竟，およそ20年後に発覚をみる粉飾事件のいわばprologueであった。

支払い停止はとうぜんに信用の喪失を意味し，The City of Glasgow Bankの顧客のなかにはこの国のおもだった企業の名がほとんどなかった[19]。にもかかわらず，とE. A. Frenchはいう[20]。がしかし，これはむしろ，ゆえにこそ，とすべきかもしれない。——ゆえにこそ，同行はaggressiveな拡張政策をとりつづける。先述のごとく，支店網の拡大およびこれによる預金量の増加は，新参ゆえの信用不足を塡補し，さらにまた支払い停止という過去の汚点をほうむりさるてだてであり，このもくろみはそれなりの成功をおさめた。

すくなくもいっぱん大衆はThe City of Glasgow Bankの健全性にいささかの疑問ももたず，のみならずまた，同行は，Scotlandにおいてもっとも進歩的な銀行，との評判をうるにいたる[21]。

ただし，いうまでもなく，預金量の増加は要融資量の増加を意味する。優良企業を顧客としてもちえなかったThe City of Glasgow Bankは，健全さはややうたがわしくとも収益性のたかい投資さきをもとめ，しかしてまた，同行の経営体質これじたいに潜在するいわば投機的な性向がこれに拍車をかけることとなる。Scotlandにおいてもっとも進歩的な銀行，との評判は，同行の海外との取り引きのおおさによるものであったが，けっきょくのところ，大量の預金をかかえるThe City of Glasgow Bankは，合衆国[22]，India，はたまたAustraliaなどへと進出せざるをえなかったのである。

この世紀の後半，Scotlandよりの資本輸出はかなりのものであった。

たとえば，当時の*Blackwood's Edinburgh Magazine*によるに，海外投資を業務とする諸会社の出自は，これの4分の3までもがScotlandとされる[23]。余剰資金の捌け口になやむこの国は，あらゆる投資機会を歓迎し，さいはての豊沃の地にこれをそそぎこんでいる，と同誌はいう[24]。

さりながら，こと銀行にかんしては，とりたてて積極的なうごきはみられない。

——例外は唯二，——The Western Bank of Scotland，しかしてThe City of Glasgow Bankで

---

19) Forbes [1979] p. 48.
20) French [1985] p. 8.
21) Forbes [1979] p. 43.
22) たとえばTyson [1967]をみよ。
23) *Blackwood's Edinburgh Magazine*, Vol. 136, No. 828, Oct. 1884, p. 469.
24) *Blackwood's Edinburgh Magazine*, Vol. 136, No. 828, Oct. 1884, pp. 468-469.
ほかに，たとえばMarwick [1936]を参照のこと。
ただし，英国資本のばくだいな輸出量に占めるScotland資本のおおきさは，そのかみさほど明確には認識されていなかった〔*Blackwood's Edinburgh Magazine*, Vol. 136, No. 828, Oct. 1884, p. 468.〕。

あった。[25]

V

＜無謀な山師の一群＞，と*The Times*が形容した[26]投機者たちとかかわったことがThe City of Glasgow Bankの命とりとなる。

1878年10月1日，会計士G. A. Jamieson[27]がThe City of Glasgow Bankを帳簿調査におとずれる。同行の窮状を憂慮する諸銀行の依頼によるものであった。かれの調査は，この日のうちに，同行をとりまく山師たちの存在をあかるみにだす。James Morton and Co.,[28] S mith, Fleming and Co., J. N. Fleming,[29] およびJohn Innes Wright and Co.,[30] これら，無謀な山師の一群，にたいする不良債権はおよそ£5,870,000にものぼっていた。同行はもはや救済不能との結論をみる。他行の援助を断念した取締役会は支払い停止を決定，よく日の*The Glasgow Herald*に公告がだされる。[31] ついで，取締役会は，支払い停止時の貸借対照表の作成を会計士W. Anderson[32] および事務弁護士A. B. M'Grigor[33] に依頼。かれらの調査は，営業再開ののぞみを完全にけしさる。

10月22日，The City of Glasgow Bankの臨時株主総会は自発的な清算を決議した。[34]

VI

すくなくも単独の銀行の破産としては空前の規模の惨事であった。[35] 10月18日に完成，ただちによ

---

25) Tyson [1967] p. 387.
26) *The Times*, No.29452, 31 Dec. 1878, p. 7.
27) Lindsay, Jamieson & Haldone 〔Edinburgh〕。
いかを参照のこと。
Brown (ed.) [1905] p. 370.
Stewart [1977] p. 94.
28) *The Bailie*, Vol. 13, No. 315, 30 Oct. 1878, pp. 1-2.
29) *The Bailie*, Vol. 13, No. 316, 6 Nov. 1878, pp. 1-2.
30) *The Bailie*, Vol. 13, No. 327, 22 Jan. 1879, pp. 1-2.
31) *The Glasgow Herald*, No. 12099, 2 Oct. 1878, p. 1.
32) Kerr, Andersons, Muir & Main 〔Glasgow〕。
いかを参照のこと。
Brown (ed.) [1905] p. 382.
Stewart [1977] pp. 44-45.
33) M'Grigor, Donald & Co. 〔Glasgow〕。
34) 支払い停止前後，さらに清算の決議までの詳細は友岡[1989-c] pp. 20-29を参照のこと。
35) *The Times*, No. 29452, 31 Dec. 1878, p. 7.

く朝の各紙に掲載されたAndersonらの調査報告書[36]は，まさに震天動地の数値をしめす。公衆への負債およそ £12,500,000 における缺損は£5,000,000をこえ，資本金ほかをふくむ総損失は£6,800,000にもならんとしていた[37]。ひとびとの驚愕のなか，清算てつづきは迅速にすすめられる。11月13日，はやくも第1回めの払いこみ催告がなされたが[38]，巨額の債務返済のためにはさらなる払いこみ催告が必至であった。これは，清算出資者のほとんどの破滅を意味した[39]。Scotland北部にて健全な経営をつづけてきていた＜The Caledonian Banking Company＞も，The City of Glasgow Bankの株主であったがために，12月5日，支払い停止においこまれた。

第2回めの払いこみ催告[40]直後の*The Times*に1通の投書をみる。The City of Glasgow Bankの債権者たちに示談の必要を説くこの書翰の筆者W. J.〔initialsのみ〕は，同行の株主らのことをさし，この時代さいだいの＜詐欺行為＞の罪なき犠牲者たち，という[41]。

Andersonらの調査報告書がひとびとにもたらした驚愕は，同行の経営陣の詐欺行為，すなわち計算書類の粉飾によるものであった[42]。逮捕，告訴[43]。取締役会会長J. Stewart[44]，取締役 L. Potter[45]，R. Salmond[46]，W. Taylor，H. Inglis[47]，J. I. Wright[48]，支配人R. S. Stronach[49]は獄ちゅうのひととなる[50]。

劣悪な手形をつぎつぎとひきうけ，みずからの信用を担保に，＜無謀な山師の一群の資本家＞となったThe City of Glasgow Bankは，けっきょくはかれらに食い物にされた[51]。満身創痍となったThe City of Glasgow Bankは＜麻薬＞に手をだす。

——粉飾という名の麻薬であった[52]。

---

36) *The Glasgow Herald*, No. 12114, 19 Oct. 1878, p. 5.
The Times, No. 29390, 19 Oct. 1878, p. 6.
なお，この報告書はCouper [1879]およびWallace (ed.) [1905]に収録されている。
37) 友岡 [1989-c] pp. 28, 31.
38) 友岡 [1989-d] p. 32.
39) *The Times*, No. 29452, 31 Dec. 1878, p. 7.
40) 友岡 [1989-d] p. 33.
41) *The Times*, No. 29538, 10 Apr. 1879, p. 7.
42) むろん，同行の損失額の巨大さこれじたい，ひとびとの予想をはるかにうわまわるものであり，これが驚愕をもたらしたことは慥かである。ただし，これは，無謀な経営，危険な財務状態，こうした同行の実情が粉飾行為により隠蔽されてきていたからこその驚愕であった。しかしてまた，無謀な経営これじたいも，粉飾がなされていたからこそ持続しえた〔友岡 [1989-c] p. 39〕。畢竟，≪傷をかくすべくなされた粉飾がますます傷をふかめていったのである≫。
43) 秘書C. S. Leresche〔*The Bailie*, Vol. 13, No. 332, 26 Feb. 1879, pp. 1-2〕は釈放。
44) *The Bailie*, Vol. 13, No. 328, 29 Jan. 1879, pp. 1-2.
45) *The Bailie*, Vol. 13, No. 314, 23 Oct. 1878, pp. 1-2.
46) *The Bailie*, Vol. 13, No. 326, 15 Jan. 1879, pp. 1-2.
47) *The Bailie*, Vol. 13, No. 323, 25 Dec. 1878, pp. 1-2.
48) *The Bailie*, Vol. 13, No. 327, 22 Jan. 1879, pp. 1-2.
49) *The Bailie*, Vol. 12, No. 312, 9 Oct. 1878, pp. 1-2.
50) 友岡 [1989-c] pp. 28-29.
51) *The Times*, No. 29452, 31 Dec. 1878. p. 7.
52) 同行の粉飾内容にかんしては友岡 [1989-c] pp. 30-45をみよ。

Ⅶ

ふたつの銀行，The Western Bank of Scotland, The City of Glasgow Bankの崩壊を比較したばあい，経営破綻後の行動にはちがいがみとめられる。後者は粉飾という犯罪行為へとはしり，また自己株式の購入により株価の維持をはかりもしたが[53]，前者はこうしたうごきなく終焉をむかえた。さりながら，われわれは，ひとしくみじかかったこれら両行の生涯のなかにひじょうに似かよったものを看取する。

この国Scotlandにあって新参者の両行は，ともに，権威ある古参の諸銀行に歯むかっていた。aggressiveな対抗者，保守的な銀行界の反抗者，としてしられ，それなりの成功をおさめてもいた。

そのかみ，Scotlandの銀行界は，Edinburghを拠点とする古参銀行間の協定による規制のもとにおかれていたが，The Western Bank of Scotlandは，果敢にもこれに造反，従前は協調的であった諸銀行の利息政策をゆるがした。The Bank of Scotlandさえも，みずからの方針にはんし，預金利子率の引き上げを余儀なくされた。預金者たる公衆は恩恵をこうむった。The Western Bank of Scotlandおよびこれの追随者は，高率の預金利子を維持すべく，収益性のたかい投資をもとめた。もしもThe Western Bank of Scotlandらが古参銀行の方針にしたがっていたなら，公衆にたいする恩恵もありえなかった。当時のEdinburghの諸銀行は，すくなくも預金の25％を〔利益率のひくい〕政府債券に投資するという方針をとっていた。かかるEdinburghのruleをやぶり，相当額の資本を商業手形の割り引きについやしたThe Western Bank of Scotlandは，かなり危険な状態におちいった。にもかかわらず，同行は繁栄しているかのごとくみえた。同行は，Scotland最大の支店網をようし〔Table〕，銀行券の流通量はつねに上位[54]，払いこみ資本金額も第2位[55]，預金額は£5,000,000をこえていた[56]。The Western Bank of ScotlandおよびThe City of Glasgow Bankの他行に比し0.5％たかい利子率は預金者をひきつけ，また両行の広汎な支店網はおおくの小口預金者をあつめた。たほうにあってThe Western Bank of Scotlandは，株主，あるいは取締役として，富裕の事業家たちをえていた。なかんずくGartsherrie製鉄所の所有者としてScotland西部にあってもっと

---

53) 114) をみよ。

54) 1854年より1855年の平均流通量£531,620は第1位，1855年より1856年の£482,501は，The Union Bank of Scotlandの£482,501につぎ第2位〔*Oliver & Boyd's New Edinburgh Almanac and National Repository*, 1856-1858〕。

55) 第1位は£2,000,000のThe Royal Bank of Scotland。

56) Kerr [1884] p. 192.

も富める一族のひとつとされたBaird家[57]は，同行の株式を相当額保有するとともにつねに取締役会に席をもっていた。ほかにもおおくのGlasgowの知名の士が名をつらね，かれらの名が銀行の信用をささえた。The Western Bank of Scotland, The City of Glasgow Bankともに新参ゆえの信用不足の払拭は容易なことではなく，また両行のもつ革新性は，ひとびとに〔魅力とともに〕一抹の不安をあたえた。がしかし，株主たちの財産がこれをしずめた[58]。

ここに無限責任制度があった。

Ⅷ

The City of Glasgow Bankの崩壊は，同行の株主の破滅を意味[59]し，また，たほうにあって，債権者は〔ほとんど〕無傷であった。いうまでもなく，これは同行が無限責任銀行であったことによる。この当時，銀行の株主の無限責任制度はいまだ通常のことであった。

とはいえ，＜法律上の制度＞としては＜An Act to enable Joint Stock Banking Companies to be formed on the Principle of Limited Liability 1858[60]＞，これが銀行の有限責任制度をすでに導入していた。

The Limited Liability Act 1855[61]は有限責任制度をみとめ，同法の規定は，〔準則主義をみとめた〕かのAn Act for the Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companies 1844[62]などの規定とともに，The Joint Stock Companies Act 1856[63]にまとめられた[64]。ただし，このThe Joint Stock Companies Act 1856は，銀行ないし保険会社には適用されない〔s. 2〕こととされた。ついで，The Joint Stock Banking Companies Act 1857[65]は，銀行にかんしてはThe Joint Stock Companies Act 1856の第2条を廃止する〔s. 3〕〔すなわち，The Joint Stock Companies Act 1856の適用対象とする〕としつつもなお，銀行会社は有限責任会社として登記しえない〔s. 3〕とした。

---

57) *The Bailie*, Vol. 4, No. 93, 29 Jul. 1874, pp. 1-2.
McGeorge [1875].
Memoirs and Portraits of One Hundred Glasgow Men Who Have Died during the Last Thirty Years, and in Their Lives Did Much to Make the City What It Now Is, 1886, Vol. 1, pp. 13-20.

58) このあたりのsurveyはCampbell［1985］を参照。

59) 個人の住宅が売り払われ，ひとびとは救貧院にはいることを余儀なくされた〔Edwards［1989］p. 146〕。

60) 21 & 22 Vict. c. 91.

61) 18 & 19 Vict. c. 133.

62) 7 & 8 Vict. c. 110.

63) 19 & 20 Vict. c. 47.

64) 友岡［1989-b］pp. 10-11をみよ。

65) 20 & 21 Vict. c. 49.

しかして，An Act to enable Joint Stock Banking Companies to be formed on the Principle of Limited Liability 1858の制定をみる。同法は，有限責任による銀行会社の設立禁止ないし既存銀行会社の有限責任をともなう登記禁止にかんし，The Joint Stock Banking Companies Act 1857を廃止〔s. 1〕，ここに有限責任銀行会社なるものがみとめられるにいたった。なお，同法は，かかる有限責任の認可にいくつかの条件を附す〔s. 1〕[66]とともに，計算書にかんする規定をもうけた。すなわち，すべての有限責任銀行会社は，開業にさきだち，また毎年2月1日および8月1日に，同法附則の様式ないしこれにちかい様式による計算書を作成し，当該計算書の謄本を会社の本店および全支店ほかに掲示するものとされた〔s. 4〕[67]。

——かくて1858年にはすでに法律のみとむところとなっていた銀行の有限責任制度ではあったが，これがひろく採用される日をむかえるには，爾後およそ四半世紀間もまたなければならない。しかも，われわれが，およそ四半世紀後〔1882年〕[68]のこの国にあまたの有限責任銀行会社を目にしうるのは，The City of Glasgow Bankのまねいた＜悲劇＞あったればこそ，のことであった。

Ⅸ

The Joint Stock Banking Companies Act 1857により，ほとんどの面においていっぱんのCompanies Actの適用をうけることとなり，さらにAn Act to enable Joint Stock Banking Companies to be formed on the Principle of Limited Liability 1858により，のこる有限責任制度を手にした〔手にしうることとなった〕にもかかわらず，諸銀行はこれを利用しない。かかる立法により享受しうることとなったbenefit，有限責任会社のbenefitに手をだそうとはしなかった。

すくなくもかれらの判断においては，＜cost＞がbenefitをうわまわっていたのである。

costはふたつ。信用の低下というcost，しかして会計にかかわるcostであった。

銀行の信用はこれのおおくが株主ないしpartnerの無限責任に依拠する，とかんがえられていた。かかる担保を手ばなすことは，これすなわち信用の喪失を意味した。しかも，すべての銀行が歩調をあわせ[69]有限責任制度を採用するのであればまだしも，他行が無限責任制度に固執したばあい，顧

66）発券銀行の発券については無限責任が継続するものとされた。必要あるばあいには，いっぱんの債権者の利益にかんがみ資産を整備するものとされ，また，株主は，有限責任会社の株主としての責任額にくわえ，全発券額につき責任を負うとされた。

67）同法にかんしては千葉［1991］pp. 108-109をも参照のこと。
また，同法をふくむこの時期の会計規制につき友岡［1991-b］を参照。

68）後述。

69）111）をみよ。

客は，株主らの財産という担保ある他行に目をむける，とかれらはかんがえた。くわうるに，An Act to enable Joint Stock Banking Companies to be formed on the Principle of Limited Liability 1858のもとむ計算書の公開の問題があった。しかるがゆえに，われわれはおよそ四半世紀間もまたなければならないこととなる。[70]

略言するに，これらふたつはともに，かれらのいわば伝統に根ざすcost，より正確には，かれらの伝統的な思考よりみたcostであった。すなわち，無限責任制度をおおきなmeritとする思考および秘密主義をよしとする思考である。[71]

Scotlandの銀行界にあって有限責任の形態をとっていたのは，The Bank of Scotland, The Royal Bank of Scotland，およびThe British Linen Companyのみであった。1695年，Scotland議会の個別法An Act for Erecting a Publick Bank 1695により[72]設立された[73]The Bank of Scotland，1727年に勅許をうけた[74]The Royal Bank of Scotland, 1746年の勅許はlinen製造会社としてのものであったが[75]，1750年に＜銀行券＞を発行[76]，1760年代のなかごろ本格的に銀行業務へ転換した[77]The British Linen Company[78]，これら＜public banks＞として分類される[79]＜いわゆる勅許銀行＞[80]の古参3行のみが有限責任銀行であった。[81]

叙上のごとく1858年より広汎にいっぱんの銀行の採用しうるところとなった有限責任制度，これをScotlandの諸銀行は採用しようとはしない。[82]〔無限責任制度をおおきなmeritとかんがえる〕か

---

70) たとえばCrick and Wadsworth [1936] pp. 31-32をみよ。
71) Checkland [1975] p. 478.
72) 7 Will. 3, c. 88 (Parliament of Scotland).
73) Malcolm [1945] p. 17.
74) Munro [1928] p. 33.
75) Malcolm [1950] p. 1.
76) Checkland [1975] p. 95.
77) 詳細はMalcolm [1950] pp. 50-62.
78) ただし，銀行としての勅許をうけたのは1849年〔Malcolm [1950] p. 126〕。
79) 当時〔19世紀〕のScotlandの銀行の分類については，いかを参照のこと。
Checkland [1975] pp. 177-179, 320-321, 372-373, 497.
Tamaki [1983] p. 1.
80) むろん，〔議会の個別法により設立された〕The Bank of Scotlandは正確には勅許銀行ではないが，いっぱんには勅許銀行とよばれている〔Munro [1928] p. 34〕。たとえばS. G. Checklandも，〔これら3行に〕のちに勅許をうけた2行〔79〕をみよ〕をくわえ，Edinburghを本拠とするいつつの勅許銀行，と表現している〔Checkland [1975] p. 442〕。
81) ただし，勅許銀行すなわち有限責任銀行ということではない〔このことにかんする議論はKerr [1884] pp. 229-230をみよ〕。
1810年設立のThe Commercial Bank of Scotland，1825年設立のThe National Bank of Scotlandの2行は1831年に勅許をうけているが，いずれも有限責任の形態をとっていない〔Checkland [1975] pp. 362-363, 440-442〕。
82) ちなみに，Englandにおいても，大銀行のほとんどはこれを採用せんとはしなかった〔Kerr [1884] p. 229〕。
この時期あらたに銀行界に参入せんとしたいくつかのventuresはこれを採用したが，〔Scotlandにおいても Englandにおいても〕既存の諸銀行は，かれらの財務的な裏づけを制限することとなるいかなる行動にも慎重であった〔Reid [1938] p. 182〕。

れらには無限責任制度をすてる理由などない。[83]

銀行の債務の背後にはすべての株主のすべての財産があった。したがって，銀行券の所有者，あるいは預金者がなにかをうしなうという危険はほとんどなかった。公衆はこのことをしっていた——が，しっていたがゆえにまた〔しっていたがゆえにこそ〕，公衆の銀行にたいする信用は，銀行の無限責任制度にささえられていた。しかして，かかる債権者の立場よりみた無限責任制度のmerit，これを公衆がしっている，ということをしっていたがゆえにこそ，諸銀行は無限責任制度をじぶんたちのmeritとかんがえた。有限責任制度は信用の低下をもたらし事業を害する，とかんがえたかれらは無限責任制度の継続を選好する。がしかし，株主の立場よりみた無限責任制度の意味〔demerit，——たいへんなdemerit〕，これを〔すくなくも〕公衆はわすれていた。[84]

銀行は秘密主義をとってきた。かれらの事業はかれらのものであり，公衆ないし国家とは無関係とされていた。情報開示は，銀行株式の投機的な売買に利用されるという危惧をいだいていた。諸銀行は，なべて配当金額をおさえ，利益を留保，蓄積する方針をとっていたが，これもまた，株主たちが情報をもたなかったゆえにこそ，多額の準備金の存在をしりえなかったがゆえにこそ可能であった。[85]

X

The City of Glasgow Bankの崩壊。

これはふたつの意味においておおきな驚きをもたらした。

これほどおおきく，繁栄している銀行が破産することなどありえない，とひとびとはおもっていた。[86] 粉飾ゆえにThe City of Glasgow Bankは繁栄しているかにみえたのであり，ゆえにこそ，ひとびとの驚きはおおきかった。さらにまた粉飾のじじつ，これじたいも驚きであった。

たほう，The City of Glasgow Bankの破産が同行の株主たちにもたらしたおおきな悲劇にたいする驚きがあった。これは，The City of Glasgow Bankが無限責任銀行であったがゆえの悲劇であ

---

83) J. M. Reidいわく。The Clydesdale Banking Companyなど，〔前記の古参3行との対比において〕より若い諸銀行は無限責任銀行としての登記を選択していた〔Reid［1938］p. 182〕。

84) Checklandはいう。1772年にThe Ayr Bank〔16〕をみよ〕の株主たちは，〔無限責任制度における〕債務の性格をほとんど理解していなかったが，爾後ここでの教訓はあまねくひとびとのしるところとなった。銀行に〔出資者として〕干与することのpriceは周知となった。がしかし，100年後，The City of Glasgow Bankが終焉をむかえつつあったとき，この教訓はほとんどわすれさられていた。と〔Checkland［1975］pp. 479-480〕。

85) Checkland［1975］p. 478.

86) Checkland［1975］p. 480.

り，株主の立場よりみた無限責任制度の意味がわすれられていたゆえにこその驚きであった。ひとびとの目にした悲劇はおおきく，ゆえに驚きもおおきかった。しかして，このこと，すなわち株主たちの悲劇〔被害額〕がおおきかったことについてもまた，われわれは，同行の粉飾をひとつの原因として指摘しうるのである。粉飾が同行の無謀な経営をささえた。粉飾にささえられたがゆえにこそ，同行は〔無謀な経営のまま〕この年，1878年までいきのびてしまった。いきのびてしまったことが損害をますますおおきくしたのである。[87] [88]

ひとびとのかような驚きは，早急に解決すべきふたつの問題を含意していた。無限責任制度の問題と監査制度の問題とである。

XI

＜The Companies Act 1879＞。[89]

The City of Glasgow Bankの支払い停止後わずか10か月ほどで公布された同法は，まさに叙上のふたつの問題の解決策いがいのなにものでもない。The City of Glasgow Bankの破産事件がつくった法律であった。

同法は，無限責任会社として登記されているいかなる会社も有限責任会社として登記しうる〔s. 4〕とした。無限責任会社は，有限責任会社として登記するにあたり，各株式の各目額の増加により資本金の名目額を増加しうるが，かかる増加資本金は，当該会社の解散のばあいをのぞき，払いこみ催告されえない〔s. 5〕こととされた。また，同法成立後，有限責任会社として登記されるすべての銀行会社の計算書類は，すくなくも年1回，監査人による検査をうけることをようす〔s. 7〕との規定がもうけられた。監査人は，毎年，株主総会において選任されることをようし，取締役ないし上級職員は監査人として選任されえない〔s. 7〕こととされた。さらに，監査人は，貸借対照表が，＜帳簿にしめされるとおり業務状態にかんするa真実かつ正確なるviewを表示すべく適切に作成された充分かつ公正なる貸借対照表＞であるかいなかの意見を，監査報告書において表明しなけれ

---

87) 84) をみよ。
88) 42) をみよ。
たとえばR. E. Tysonは，もしも粉飾がなされていなければ，同行は1873年に破産していたであろうし，損害もはるかに少額であったであろう，と指摘している〔Tyson［1974］p. 130〕。
89) 42 & 43 Vict. c. 76.

ばならない〔s. 7〕とさだめられた。[90][91]

ときをさかのぼるに，英国会社制度史は〔近代的な Companies Act の嚆矢たる〕かの The Companies Act 1862[92]の登場をすでにみていた。しかして，同法のいわゆる改正法としての The Companies Act 1879[93]，これの目的は，なによりもまず〔いわゆる株主保護の見地より〕銀行による有限責任制度の採用を＜容易化＞すべく，無限責任銀行による有限責任銀行としての再登記をみとむことにあった[94]。ただし，当時いっぱんには，The Companies Act 1862のもと無限責任会社として登記した銀行には有限責任会社としての再登記の権利がある，とかんがえられていたらしい[95]。がしかし，じっさいには，かような権利はどこにも存在していなかった。

The Companies Act 1879は，銀行による有限責任制度の採用につき，再登記という容易な道をひらいた。

同法の意義としては，叙上の再登記をみとめた〔s. 4〕ことにくわえ，＜追加払い責任＞をともなう有限責任銀行の存在をみとめた〔s. 5〕こと，強制監査の規定〔s. 7〕をもうけたこと，がある。

この当時，銀行にはみっつの形態があった。無限責任銀行と有限責任銀行と，さらに，〔この形態は僅少であったが〕解散時に株主がいってい額を醵出するという追加払い責任銀行があった[96]。同法

---

90) 監査意見にかんする同法の規定については，これをたんなる＜機械的な監査＞の要求とする批判があった。いかを参照。
Tyson [1974] p. 131.
友岡 [1985] pp. 52-53.
Edwards [1989] p. 147.

91) 同法については千葉 [1991] pp. 125, 129 をも参照せよ。

92) 25 & 26 Vict. c. 89.
先述の The Joint Stock Companies Act 1856, The Joint Stock Banking Companies Act 1857, An Act to enable Joint Stock Banking Companies to be formed on the Principle of Limited Liability 1858など従前の17の法律を廃止し〔s. 205〕，これらを修正，統合した同法は，会社にかんする大憲章ともいうべきものであった〔友岡 [1989-b] p. 13〕。
なお，この The Companies Act 1862には，有限責任銀行会社，保険会社などについてのみ〔An Act to enable Joint Stock Banking Companies to be formed on the Principle of Limited Liability 1858 の規定〔s. 4〕をひきついだ〕計算書の作成，掲示をもとむ規定〔s. 44〕がある〔友岡 [1991-b] p. 131〕。
Checklandはいう。諸銀行は，'companies'にならないことにより，〔計算書の作成，掲示にかんする〕法律の要求を回避してきていた。にもかかわらず，輿論をうけたかれらは，〔すくなくも法律による強制ではないという意味において〕自発的に，いってい様式の貸借対照表の公表という実務を開始した。がしかし，これはひじょうに簡略なものであった。と〔Checkland [1975] p. 479〕〔Kerr [1898] pp. 1-2 をも参照〕。

93) ちなみに，同法の登場するまえに The Companies Act 1862 の〔おもに資本の減少にかんする〕改正法たる The Companies Act 1867〔30 & 31 Vict. c. 131〕および The Companies Act 1877〔40 & 41 Vict. c. 26〕があり〔これらふたつの法律については千葉 [1991] pp. 197, 200 をみよ〕，この The Companies Act 1879 はこれらみっつの法律とともに解釈されるものとする〔s. 3〕とされている。

94) 同法の正式名称は An Act to amend the Law with respect to the Liability of Members of Banking and other Joint Stock Companies ; and for other purposes である。

95) Rait [1930] p. 317.

96) Rait [1930] p. 317.

はこの追加払い責任制度をみとめた。

また，The City of Glasgow Bankにおける計算書類の粉飾は，いわゆる＜独立の外部監査＞がおこなわれていなかったゆえにこそ可能であった[97]。同法は独立の外部監査を有限責任銀行に義務づけた。これは〔いわゆる債権者保護の見地よりすれば〕有限責任会社としての再登記をみとむことのいわば見かえりであった[98]。

---

97) 友岡［1989-c］p. 46.

98) ちなみに千葉準一は，The Companies Act 1879は，「無限責任会社の有限責任会社への再登記を認める代償として〔rubyによる強調も原文のまま〕，今度は銀行の有限責任制に基づくところの信用低下を防止すべく，当該会社の清算時における株主の追加払債務〔本稿では，追加払い責任〕制度と，また強制監査制度を導入した」と説明している〔千葉［1991］p. 129〕——が，これまで屢述してきたごとく，そもそも有限責任制度の採用による信用の低下をおそれていたのは諸銀行のほうであったし，また信用の低下をおそれる諸銀行はみずから追加払い責任制度を必要としていた。

The City of Glasgow Bankの破産後においてさえも，諸銀行は，かならずしも有限責任制度をのぞんではいなかった。かれらは，株主いがいのものが損害をこうむるかもしれない，という形態による信用の低下をいぜんとして憂慮していた。Edinburghのみっつの古参銀行〔The Bank of Scotland, The Royal Bank of Scotland, The British Linen Company〕はすでに有限責任形態をとっているというじじつが，情況を複雑なものとした。協調的に行動していたこれら3行は，追加払い責任制度を獲得すべくみっつの個別法案を作成した。議会の個別法ないし勅許によりつくられたかれらは，いわば国の創造物，として他行とは峻別されるべき＜地位＞をほこってきていた。われわれについてはいかなる変更も議会の個別法をもってなされるべきである，と3行は主張した。他行とおなじく名称にLimitedの語を附すことは，かれらにとり，とくべつの地位の終焉を意味した。ひるがえって，他の無限責任銀行は，こうした峻別の持続，すなわち古参3行の個別法案につよく反対した。政府は無限責任銀行の側にたち，〔The Bank of Englandをのぞく〕すべての銀行に，出自にかかわりなく，同一のThe Companies Act 1879が適用されることとなった〔Checkland［1975］p. 480〕。

かくて成立したThe Companies Act 1879であったが，諸銀行はこれの利用を躊躇していた。かれらは，名称にLimitedの語を附すことをためらった。さりながら，輿論があった〔Reid［1938］p. 184〕。

The City of Glasgow Bankの破産事件に驚愕した輿論は，銀行の有限責任会社化をつよくもとめ，ついに諸銀行をうごかすこととなる。

かようなcontextにあって，The Companies Act 1879における〔再登記をみとむ代償としての〕追加払い責任制度〔任意規定〕と外部監査制度〔強制規定〕とはややことなった意味をもつ。

The Companies Act 1879における追加払い責任制度は，むろんのこと，有限責任会社化による債権者のrisk hedgeであった。という意味において，立法者は，再登記をみとむ代償としてこの制度を採用したといいえよう。がしかしまた，叙上のごとくさいごまで有限責任会社化をしぶりつづけた諸銀行にとっても，この追加払い責任制度は，＜有限責任会社化による信用低下というriskにたいするhedge＞として，Limitedの語にたいしつよい偏見〔Reid［1938］p. 184〕をもつかれらをして，有限責任形態への転換を多少とも容易にするものであった。という意味において，諸銀行にとってのこの制度は，有限責任制度を手にいれることにより支払う代償，ではなく，無限責任制度を手ばなすことにより受け取る代償，であった。

ちなみに，この追加払い責任制度は任意規定としてのものであったが，ほとんどの銀行がこれを採用した〔Edwards［1989］p. 147〕。

たほう，外部監査制度もまた，むろんのこと，有限責任会社化による債権者のrisk hedgeであった。という意味において，立法者は，再登記をみとむ代償としてこの制度を採用したといいえよう。しかしてまた，前述のごとく秘密主義をとりつづけていた諸銀行にとり，この外部監査の導入は，〔たとい有限責任会社化にふみきらざるをえなくなったとしても〕支払いたくない代償，のはずであった。がしかし，諸銀行は，The Companies Act 1879の強制規定とは関係なく，自発的に外部監査を導入することとなる。The City of Glasgow Bankの破産事件，とりわけ計算書類の粉飾のじじつは，銀行いっぱんの信用失墜，という事態をもたらす。公衆が，銀行なるもの，を信用しえなくなってしまったのであった。信用回復の手段は外部監査をおいてほかになかった。諸銀行は，有限責任会社化にふみきるよりさきに，外部監査の導入にふみきらざるをえなくなり，ふみきる〔詳細は，たとえばTamaki［1983］pp. 119-129および友岡［1989-c］pp. 48-52をみよ〕。

諸銀行は〔信用喪失という〕輿論に屈した。しかして，The City of Glasgow Bankの破産後3年のあいだに，Scotlandのすべての銀行が，〔秘密主義よりすれば〕不承々々ながらも自発的に，独立の＜くろ

XII

英国会計法制史[99]におけるこのThe Companies Act 1879は，*laissez-faire*によるいわゆる任意規定の時代[100]に〔対象の局限はあるものの〕監査の強制規定を復活させたことをもって銘記される[101]。

しかるに，諸銀行は，法制度のいかんにかかわらず外部監査を導入する。The City of Glasgow Bankの破産事件がつくった法律によってではなかった。この事件これじたいが，銀行界ぜんたいの信用低下をもたらし，ために，信用回復の手段としての外部監査の導入をみる[102]。同法の監査規定については，監査人の資格を会計専門家に特定していないとの批判がある[103]。がしかし，諸銀行は，法制度のいかんにかかわらず＜会計士監査＞，くろうと監査を導入する。信用回復の手段としての会計士監査の導入をみる[104]。爾来，外部監査，会計士監査はいわば実務上の制度として根づいてゆく。

しかしてまた，そもそもこれが信用回復の手段たりえたのは，The City of Glasgow Bankの粉飾がひとびとをして外部監査なるものの意義を認識せしめ，たほうにあって，この国Scotlandのうんだ会計専門職なるものが＜専門職としての社会的な認知＞を確立していたがゆえにこそのことであった[105]。

The City of Glasgow Bankの崩壊の意味は，これが無限責任制度のもつ問題点を明示し，いわば受益者負担の原則，すなわち≪事業の利益を享受するものがこれの損失を負担すべきである≫とするそのかみの通念[106]をうちやぶったことにあるとされる[107]。同行の株主の悲劇は，立法者をして株主保護の必要，銀行の有限責任会社化の必要をしらしめ，とともに銀行の有限責任会社化のもたらす債

うと監査＞をとりいれることとなった〔Checkland [1975] p. 479〕〔ほかにKerr [1898] pp. 153-157をも参照せよ〕。

99) ＜法律上の制度＞のこと〔友岡 [1991-b] p. 124をみよ〕。

100) いかを参照のこと。
友岡 [1989-b].
友岡 [1991-b].

101) 千葉 [1991] p. 125.

102) 98) をみよ。

103) Edwards [1989] p. 148.
また，90) をみよ。

104) 98) をみよ。

105) いかを参照のこと。
友岡 [1990-d].
友岡 [1991-a].
友岡 [1992].

106) Muir *v.* City of Glasgow Bank [1879] 4 App. Cas. 337〔友岡 [1989-d] p. 33〕.

107) Edwards [1989] p. 147.
このことにかんしてはFrenchによる分析〔French [1985]〕があり，これはきわめて興味ぶかい〔千葉 [1991] p. 133〕。別稿にて検討を予定している。

権者のriskは，債権者保護の必要よりする強制監査規定の復活を結果した，という図式は，むろん，ただしい。がしかし，The City of Glasgow Bankの粉飾，破産のもたらした悲劇これじたいは株主のものであり，諸銀行の実務をうごかしたのは，まずは株主の声であった。[108]

無限責任制度をもって登記されていた新参行[109]はLimitedの語を附す。1882年2月のことであった。The Commercial Bank of Scotland, The National Bank of Scotland, The Aberdeen Town and County Bank , The Union Bank of Scotland,The North of Scotland Banking Company,The Caledonian Banking Company[110], The Clydesdale Banking Company, これらScotlandの無限責任銀行7行すべては，足なみそろえ[111]，The Companies Act 1879のもと[112]有限責任制度，さらに追加払い責任制度を採用したのであった。[113]

---

108) たとえばThe Clydesdale Banking Companyは1880年に外部監査を導入した。さいしょの外部監査人として選任されたのはJ. M. MacAndrew〔Edinburgh〕およびA. Moore〔Glasgow〕〔ともに勅許会計士〕〔Stewart [1977] pp. 115-116, 120を参照のこと〕。かれらのさいしょの監査報告書。〔The City of Glasgow Bank崩壊のもたらした驚愕いまだ冷めやらぬ〕株主たちは，満足と安堵とをもってこれを受け取った〔Munn [1988] pp. 89-91〕。

——ただし，同行がThe Clydesdale Bank Limitedとなるのは1882年のことである〔後述〕。

また，The Union Bank of Scotlandの株主〔株価〕と外部監査の導入との関係につき，いかを参照のこと。

Tamaki [1983] pp. 121-128.

友岡 [1989-c] pp. 51-52.

109) Reid [1938] p. 182.

110) 先述のごとく，The Caledonian Banking Companyは，The City of Glasgow Bankの破産により支払い停止においこまれたが，よく年，営業を再開していた。ただし，ここでうけた痛手はけっしてきえることがなかった〔Checkland [1975] pp. 473, 507〕。

111) これら7行は，いわば共通の利害をもち〔Rait [1930] p. 321〕，同意のもと行動していた〔Reid [1938] p. 185〕。

まずなによりも，<古参行と新参行との対立関係>があった。

古参3行は，個別法案をもってして，Limitedの語を附すことなく追加払い責任制度を獲得せんとしていた。新参7行は，古参行の特権的な地位に終止符をうつべく，個別法案につよく反対した〔98〕をあわせみよ〕。つとにみられる<EdinburghとGlasgowとの対立関係>すら中断された。ななつの無限責任銀行すべてがこの目的に集結したのであった〔Checkland [1975] p. 480〕。しかして，個別法案は，けっきょく，<EnglandとScotlandとの対立関係>にもとづく政治的な妥協のなか撤回されることとなる〔くわしくはCheckland [1975] p. 481を参照のこと〕。

また，有限責任制度の採用にさいし，これら7行は，歩調をあわせなければならなかった〔Rait [1930] p. 321〕。

まえに縷述したごとく，無限責任制度こそが銀行の信用をささえている，と長年にわたり，しんじてきたかれらである。じぶんが有限責任制度を採用し他行が無限責任銀行にとどまったばあい，このばあい顧客は他行を選択するかもしれない，とかれらは，さいごまで有限責任会社化による信用低下をおそれたことであろう。

112) ただし，The Companies Act 1862がいわゆる基本法であり，また，この間さらなる改正法たるThe Companies Act 1880〔43 Vict. c. 19〕が成立をみているため，よりただしくは，The Companies Acts 1862-1880のもと，となる。ちなみに，Limitedの語を附すという規定はThe Companies Act 1862の第8条にある。

113) Rait [1930] pp. 321-323.

おわりに

諸銀行は，外部監査制度，さらに有限責任制度を採用した。これは自発的になされた。輿論〔とりわけ株主の声〕をうけての自発的，ではあった。有限責任制度の採用を容易化した The Companies Act 1879 をうけての自発的，ではあった。とはいえ，〔すくなくも法律の強制によるものではなかったという意味において〕自発的な行動であったことは慥かである。しかして，これが，The City of Glasgow Bank の崩壊あったればこそ，のことであったこともまた慥かである。

> 経済史家 Checkland いわく。かくて1878年いこう，くさぐさの点において銀行と公衆との関係は一変した。独立監査，しかして有限責任はいっぱん化した。かかる変化はすべて，国家の強制なしに，銀行により自発的になしとげられた。[114]

【文献】

Periodicals

Accountant, The.

Accountants' Magazine, The.

Bailie, The.

Bankers' Magazine, The.

Blackwood's Edinburgh Magazine.

Economist, The.

Glasgow Herald, The.

Oliver & Boyd's New Edinburgh Almanac and National Repository.

Scotsman, The.

Scottish Bankers' Magazine, The.

Three Banks Review, The.

Times, The.

Articles, books, etc.

Anon. [1942], *Our Bank: The Story of the Commercial Bank of Scotland Ltd.1810–1941.*

Brown, R. (ed.) [1905], *A History of Accounting and Accountants.*

Campbell, J. D. [n. d.], *The Savings Bank of Glasgow.*

114) Checkland [1975] p. 481.
前述のごとく，The City of Glasgow Bank は，自己株式の購入により株価の維持をはかっていた。同行の破産後，こうした実務の是非も耳目をひいた〔Checkland [1975] p. 481〕が，The Companies Act 1879 はこの問題にかんする規定をもうけていない。このことは，〔先述の監査意見，監査人の資格などについての批判とともに〕同法にたいする批判点ともなっている〔Edwards [1989] p. 148〕。にもかかわらず，諸銀行は，これまた自発的に自己株式を処分し，こうした実務はおわりをつげた〔Checkland [1975] p. 481〕。
ちなみに，のち法廷〔Trevor *v.* Whitworth [1887] 12 App. Cas. 409〕において，こうした実務は違法とされた〔Edwards [1989] p. 148〕。

Campbell, R. H. [1985], *Scotland since 1707 : The Rise of an Industrial Society*, 2nd ed.

Checkland, S. G. [1975], *Scottish Banking : A History, 1695-1973*.

千葉準一［1991］,『英国近代会計制度――その展開過程の探究――』。

City of Glasgow Bank, The [n. d.], *Excerpts from the Directors' Minute-Book*, No.5.

Collins, M. [1991], *Banks and Industrial Finance in Britain 1800-1939*.

Cottrell, P. L. [1980], *Industrial Finance 1830-1914 : The Finance and Organization of English Manufacturing Industry*.

Couper, C. T. [1879], *Report of the Trial before the High Court of Justiciary : Her Majesty's Advocate against the Directors and the Manager of the City of Glasgow Bank*.

Crick, W. F. and Wadsworth, J. E. [1936], *A Hundred Years of Joint Stock Banking*.

Edwards, J. R. [1989], *A History of Financial Accounting*.

Forbes, R. N. [1979], Some Contemporary Reactions to a Banking Failure, *The Three Banks Review*, No.121, Mar. 1979. pp. 42-57.

French, E. A. [1985], *Unlimited Liability : The Case of the City of Glasgow Bank*, Research Report No. 3, The Chartered Association of Certified Accountants.

Gaskin, M. [1965], *The Scottish Banks : A Modern Survey*.

Gilbart, J. W. [1881], rev. by Michie, A. S., *The History, Principles, and Practice of Banking*, re-ed., 2Vols.

Grant, I. F. [1934], *The Economic History of Scotland*.

Kerr, A. W. [1884], *History of Banking in Scotland*.

Kerr, A. W. [1898], *Scottish Banking during the Period of Published Accounts 1865-1896*.

Kerr, A. W. [1918], *History of Banking in Scotland*, 3rd ed.

McGeorge, A. [1875], *The Bairds of Gartsherrie : Some Notices of Their Origin and History*.

MacKinnon, J. [1921], *The Social and Industrial History of Scotland : From the Union to the Present Times*.

Malcolm, C. A. [1945], *The Bank of Scotland : 1695-1945*.

Malcolm, C. A. [1950], *The History of the British Linen Bank*.

Marwick, W. H. [1936], Scottish Overseas Investment in the Nineteenth Century, *The Scottish Bankers' Magazine*, Vol. 27, No.106, Jul. 1936, pp. 109-116.

Memoirs and Portraits of One Hundred Glasgow Men Who Have Died during the Last Thirty Years, and in Their Lives Did Much to Make the City What It Now Is, 2Vols., 1886.

Moss, M. S. and Hume, J. R. [1983], Business Failure in Scotland : A Research Note, *Business History*, Vol. 25, No. 1, Mar. 1983, pp. 3-10.

茂木虎雄［1969］,『近代会計成立史論』。

Munn, C. W. [1981], *The Scottish Provincial Banking Companies 1747-1864*.

Munn, C. W. [1982], The Development of Joint-Stock Banking in Scotland, 1810-1845, in Slaven, A. and Aldcroft, D. H. (eds.), *Business, Banking and Urban History : Essays in Honour of S. G. Checkland*.

Munn, C. W. [1988], *Clydesdale Bank : The First One Hundred & Fifty Years*.

Munro, N. [1928], *The History of the Royal Bank of Scotland 1727-1927*.

Payne, P. L. [1980], *The Early Scottish Limited Companies 1856-1895 : An Historical and Analytical Survey*.

Rait, R. S. [1930], *The History of the Union Bank of Scotland*.

Reid, J. M. [1938], *The History of the Clydesdale Bank 1838-1938*.

Somers, R. [1873], *The Scotch Banks and System of Issue.*

Stewart, J. S. [1977], *Pioneers of a Profession : Chartered Accountants to 1879.*

Tamaki, N. [1983], *The Life Cycle of the Union Bank of Scotland 1830-1954.*

友岡賛［1985］,「『真実且つ公正なる概観』考＜その１＞――イギリス会社法の変遷を中心に――」『三田商学研究』第28巻第４号，1985年10月，pp. 47-71.

友岡賛［1989-a］,「＜しろうと監査＞より＜くろうと監査＞へ――イギリス会計史管見――」『三色旗』第490号，1989年１月，pp. 24-27.

友岡賛［1989-b］,「近代会社制度の生成，これにおける会計――イギリス会計史：19世紀――」『三田商学研究』第32巻第２号，1989年６月，pp. 1-28.

友岡賛［1989-c］,「The City of Glasgow Bankの終焉――イギリス会計史：19世紀――」『三田商学研究』第32巻第３号，1989年８月，pp. 20-52.

友岡賛［1989-d］,「The City of Glasgow Bankの清算――イギリス会計史：19世紀――」『三田商学研究』第32巻第４号，1989年10月，pp. 29-42.

友岡賛［1989-e］,「＜株主の代理人＞としての監査人，これにおける＜独立性＞――イギリス会計史：19世紀――」『三田商学研究』第32巻第５号，1989年12月，pp. 276-285.

友岡賛［1990-a］,「減価償却思考の確立，これの胚胎，逡巡――イギリス会計史：19世紀――」『三田商学研究』第32巻第６号，1990年２月，pp. 15-47.

友岡賛［1990-b］,「＜stewardship＞――イギリス会計史：19世紀――」『三田商学研究』第33巻第１号，1990年４月，pp. 1-14.

友岡賛［1990-c］,「会計行為の目的，機能――安藤英義のraison d'être――」『三田商学研究』第33巻第２号，1990年６月，pp. 119-121.

友岡賛［1990-d］,「会計専門職の先駆者たち――＜近代＞会計生成史：19世紀イギリス――」『三田商学研究』第33巻第５号，1990年12月，pp. 1-21.

友岡賛［1991-a］,「会計専門職域の出自：Scotland――＜近代＞会計生成史：19世紀イギリス――」『三田商学研究』第34巻第４号，1991年10月，pp. 1-29.

友岡賛［1991-b］,「*laissez-faire*と会計規制と――＜近代＞会計生成史：19世紀イギリス――」『三田商学研究』第34巻第５号，1991年12月，pp. 124-135.

友岡賛［1992］,「専門職域の生々：Scotlandの会計士――＜近代＞会計生成史：19世紀イギリス――」『三田商学研究』第35巻第２号，1992年６月，pp. 1-16.

Tyson, R. E. [1967], Scottish Investment in American Railways : The Case of the City of Glasgow Bank, 1856-1881, in Payne, P. L. (ed.), *Studies in Scottish Business History*, pp. 387-416.

Tyson, R. E. [1974], The Failure of the City of Glasgow Bank and the Rise of Independent Auditing, *The Accountant's Magazine*, Vol. 78, No. 814, Apr. 1974. pp. 126-131.

Wallace, W. (ed.) [1905], *Trial of the City of Glasgow Bank Directors.*

【附記】

J. Forbes Munro 教授〔Glasgow 大学経済史学科〕および David A. Bank 氏〔同大学英文学科〕の示教，Isabel Inverarity 氏〔Scotland 勅許会計士協会〕の配慮，山口忠昭助教授〔京都学園大学経営学部〕，同文恵夫妻の厚意，ならびに千葉準一教授〔東京都立大学経済学部〕の懇情にふかく感謝したい。

——Southpark Avenue, Glasgow にて1992年 4 月17日〔冷雨の Good Friday〕脱稿†

† この論攷は，福澤諭吉記念慶應義塾学事振興基金の1990年度の補助をうけた Scotland 留学〔自1990年秋至1992年秋〕の成果のいちぶである。
同基金に鳴謝する。